

Ⅲ-5 社会福祉法人南遊佐協会

【評議員・役員等の報酬規程】

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人南遊佐協会（以下「法人」という。）の役員・評議員等の報酬及び旅費の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員及び評議員等の報酬)

第二条 役員・評議員等に対しては、次の別表により報酬を支給する。

〈別表〉

役職名	一人当たりの年間報酬額	算出の根拠	日額報酬（定例・臨時）
理事	12,000円	4名 会議1回につき	3,000円 × 4回
理事長	80,000円	社会福祉法人南遊佐協会 全般の責任者	
業務執行理事	21,000円	1名 兼 理事長代理	3,000円 × 7回
監事	15,000円	2名 会議1回につき	3,000円 × 5回
評議員	9,000円	7名 会議1回につき	3,000円 × 3回

	一人当たりの年間弁償額	算出の根拠	費用弁償（定例・臨時）
選任・解任委員	6,000円	2名 会議1回につき	3,000円 × 2回